

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十六(九)

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却に関する規定の該当条項		1	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	計
資 産 区 分	種 類	2						
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3						
	細 目	4						
	事 業 の 用 に 供 し				平	・	・	平
	耐 用					年		年
当 期 積 立 額		7			円		円	円
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8						
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9						
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10						
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11						
	割 増 償 却 (8) - (7)							
	初 年 度 特 別 償 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0 の場合は (8))	13						
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14						
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16						
	翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳							
	平 平 ・ ・	17						
当 期 分 (12) 又は (13)	18							
計 (17) + (18)	19							
当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 ((7) と (10) のうち少ない金額)		20						
合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)		21						
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	平 平	・ ・	・ ・	平 平	・ ・	・ ・
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23				円		円
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24						
	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × 84.60 又は (耐用年数 × 12)	25						
	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	26						
	合 計 (25) + (26)	27						
期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)		28						

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号イ)	00401 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ))	00567 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ)	00404 ※3	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第1号)	00585 ※4	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00288 ※5	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第42条の5第1項第2号)	00294 ※6	

※1 区分番号「00401」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「00567」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「00404」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※4 区分番号「00585」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないもの)に限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「00288」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「00294」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成29年旧措置法第42条の6第2項)	00488	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第1号)	00587	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の10第1項第2号)	00505	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	「8」欄の金額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
生産性向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00510	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00308	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00607	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
特定地域における電気通信設備の特別償却(特定信頼性向上設備の特別償却)	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第44条の5第1項)	00452 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の5第1項)	00591 ※	

※ 区分番号「00591」は、平成28年5月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「00452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	「8」欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項第1号)	00455 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第1号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00332	「8」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号イ」又は「第46条の2第1項第2号イ」)	00578	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第46条の2第1項第1号ロ」又は「第46条の2第1項第2号ロ」)	00580	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00344	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号イ)	00467 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第1号ロ」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号ロ」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成29年旧措置法第47条の2第3項第2号)	00540	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

※ 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額